

○立命館大学特別聴講学生規程

2010年3月5日

規程第828号

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学学則第60条第2項および立命館大学大学院学則第69条第2項にもとづき、特別聴講学生に関して必要な事項を定める。

(資格)

第2条 学部の特別聴講学生として授業科目の履修を志願することができる者は、本大学と協定等の締結がある大学または短期大学（以下、「大学等」という。）の学生で、所属する大学等から特別聴講学生となることを許可された者とする。

2 研究科の特別聴講学生として授業科目の履修を志願することができる者は、本大学と協定等の締結がある大学院の学生で、所属する大学院から特別聴講学生となることを許可された者とする。

(出願)

第3条 特別聴講学生として履修を志願する者は、所定の期日までに、所定の書類を添え、当該授業科目を開講する学部長または研究科長に願い出なければならない。

2 複数の学部の授業科目の履修を志願する者にあつては、いずれか一つの学部の学部長に、複数の研究科の授業科目の履修を志願する者にあつては、いずれか一つの研究科の研究科長に願い出るものとする。

3 特別聴講学生が履修期間の終了後、新たに履修を志願するときは、改めて出願手続を行わなければならない。

(選考および決定)

第4条 前条に規定する志願者については、選考のうえ、第2条第1項の者にあつては教授会の議を経て学部長が、第2条第2項の者にあつては研究科委員会または研究科教授会（以下、「研究科委員会等」という。）の議を経て研究科長が履修の許可を決定する。

2 前条第2項に規定する複数の学部の授業科目を志願する者についての選考および許可の決定は各学部で、前条第2項に規定する複数の研究科の授業科目を志願する者についての選考および許可の決定は各研究科で行う。

3 学部長または研究科長は、前2項の決定を志願者に通知する。

(登録手続)

第5条 特別聴講学生として許可された者は、所定の書類を提出するとともに、特別履修料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本大学と受け入れ経費に関する協定がある大学等または大学院に

所属する特別聴講学生の特別履修料は免除することができる。

- 3 特別聴講学生として許可された者が、第1項に規定する手続きを所定の期日までに行わなかったときは、許可を取り消す。

(期間)

第6条 特別聴講学生の履修期間は、履修が許可された授業科目が開講される学期間とする。ただし、当該授業科目が開講される学期と成績評価が行われる学期が異なるときは、年度の1年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学間の協定等により別の定めをした場合は、この限りではない。

(登録上限、履修登録可能な授業科目等)

第7条 特別聴講学生が1年間に履修できる単位数は、大学間の協議により定める。ただし、外国の大学、短期大学および大学院（以下、「外国の大学等」という。）との協定等にもとづく特別聴講学生が1学期に履修登録できる単位数の上限について協定書に定めがない場合は、その上限を20単位とする。

- 2 特別聴講学生のうち外国の大学等との協定等にもとづく者は、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」（法務省令第十六号）の定めるところにより、1週間につき10時間以上聴講しなければならない。

- 3 履修登録できる授業科目は、各学部または各研究科が定める。

- 4 外国の大学等との協定等にもとづく特別聴講学生は、前項のほか、別に定める授業科目を履修登録することができる。

(試験)

第8条 特別聴講学生は、本大学の学生と同様に履修した授業科目の試験を受け、成績評価を受けることができる。

(単位の授与等)

第9条 特別聴講学生が、授業科目を履修し前条の試験に合格したときは、単位を授与する。

- 2 前項に規定する単位授与は、学部の授業科目にあつては教授会の議を経て学部長が、研究科の授業科目にあつては研究科委員会等の議を経て研究科長が行う。

- 3 授与した単位と成績は、特別聴講学生の所属する大学等または大学院へ通知する。

(証明書等)

第10条 特別聴講学生に、その身分を証明するものとして、特別聴講学生証を交付する。

- 2 特別聴講学生証に関する事項は、立命館大学学生証規程に定める。

- 3 外国の大学等との協定等にもとづく特別聴講学生が希望した場合および立命館アジア太平洋大学との単位互換協定にもとづく特別聴講学生が立命館アジア太平洋大学を通じて依頼する場合は、履修期間を証明する証明書および成績証明書を交付する。

(諸規則の遵守)

第11条 特別聴講学生は、本大学の諸規則を守らなければならない。

(聴講の中止)

第12条 特別聴講学生が本大学の諸規則に反する行為または特別聴講学生として相応しくない行為を行った場合は、特別聴講学生の身分を剥奪し、履修を中止する。

2 前項に規定する手続きは、学部にあつては教授会の議を経て学部長が、研究科にあつては研究科委員会等の議を経て研究科長が行う。

(短期留学生)

第13条 外国の大学等との協定等にもとづく特別聴講学生は短期留学生と称し、第7条第4項の科目および短期留学生の渡航費等については、立命館大学短期留学生規程に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教学委員会が行う。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則 (2012年1月13日 大学院学則の全部変更および立命館大学専門職大学院学則の廃止ならびに外国の大学等との協定等にもとづく特別聴講学生の必要最低限の聴講時間数および協定等に定めがない場合の履修登録単位数上限の設定に伴う一部改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2012年3月16日 教学委員会の設置に伴う一部改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2013年3月25日 証明書交付要件の変更に伴う一部改正)

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (2017年11月27日 履修期間の変更に伴う一部改正)

この規程は、2018年4月1日から施行する。